

令和元年9月20日

於・総務省 第1特別会議室（8階）

情報通信審議会 電気通信事業政策部会  
電気通信事業分野における競争ルール等の  
包括的検証に関する特別委員会  
次世代競争ルール検討WG（第4回）

開会 午前10時00分

閉会 午前11時16分

○新美主査 定刻となりましたので、ただいまから電気通信事業分野における競争ルール等の包括的検証に関する特別委員会 次世代競争ルール検討ワーキンググループ第4回を開催したいと存じます。

なお、会議冒頭カメラ撮りがあると伺っておりますので、しばらくお時間を頂戴したいと思います。

○田中事業政策課課長補佐 本日、カメラ撮りのご希望をいただいておりますけれども、いかがでしょうか。

よろしいでしょうか。

○新美主査 それでは、本日の議事に入りたいと存じます。

このワーキンググループでは、これまで関係団体・事業者からのヒアリングを行ってきたところでございますが、これらのヒアリングの結果を踏まえまして、事務局におかれましては、当該ワーキンググループの論点整理骨子（案）を用意していますので、事務局から、まずその説明をいただき、その後に皆様のご議論を頂戴したいと存じます。

本日は、これまでのヒアリングにご対応いただきました団体・事業者にもオブザーバーとしてご参加していただいております。

それでは、事務局から論点整理骨子（案）につきまして、ご説明をいただきたいと存じます

○大内事業政策課調査官 事務局でございます。お手元の資料4-1、次世代競争ルール検討ワーキンググループ論点整理骨子（案）に基づきまして、ご説明をしたいと思っております。

全体が2節構造になってございます。まず第1節といたしまして、他社設備の利用とルールの見直しについてでございます。

1ページおめくりください。3ページでございますけれども、既に取りまとめられてございます中間答申において示された取り組みの方向性について、改めて記載をさせていただきます。1ポツでございますけれども、他社設備の利用に当たっては、卸役務の形態による他社設備の利用が拡大している、今後、5GやIoTの普及・進展に伴う電気通信サービスの需要の多様化に応えるために、他社設備の利用に当たっての事業者間連携等が多様化することも想定される、3ポツでございますが、卸役務の一層の拡大と事業者間連携等の多様化が想定される一方で、卸役務は相対契約であり、透明性が必ずしも担保されていないため、料金を含めた提供条件の適正性等の確保が不十分

である、また、新しいサービス領域では、料金を含めた提供条件の適正性等を判断することが困難であるといった課題が指摘されているところでございます。

このような課題を踏まえまして、これまで接続ルール等を通じて実現されてきた公正競争環境を引き続き確保していくため、卸役務、または共用における適正性等の一層の確保など、他社設備の利用に当たって必要な規律、また、制度整備も視野に検討を深めていくべきであるとされているところでございます。

こういった中間答申を踏まえてのワーキングでのご議論でございましたが、4ページにお進みください。ここは現状の制度についてのご説明でございますけれども、まず(1)電気通信事業法についてでございます。第一種、または第二種指定電気通信設備を用いて提供される卸役務、ここでは、以下指定設備卸役務と呼ばさせていただきますけれども、この料金、また、内容などの提供条件につきましては、一定のサービス、または一定規模以上の卸先電気通信事業者向けのサービスに限られるところではございますけれども、電気通信事業法上におきまして契約内容の事後届け出制度が存在しておりまして、届け出られた情報を総務省が整理、また、公表することとされているところでございます。一方で、その具体的内容につきましては原則として非公表でございまして、オープンな政策検討の対象にすることや、他事業者が適正性・公平性をみずから確認することが困難な状況にあるところでございます。

(2) ガイドライン等についてでございますけれども、指定設備卸役務のうち、NTT東西のサービス卸につきましては、その提供条件及び業務の状況について、サービス卸ガイドラインにもものっとりまして、総務省が定期的に検証を実施しているところでございます。ただし、その実際の運用におきましては、接続に比べて抑制的なものとなっているところでございます。

(3) でございますけれども、制度上の主な課題といたしましては、この指定設備卸役務につきまして、料金等提供条件の具体的内容について、原則非公表かつ算定根拠が開示されていないため、一定の適正性等確保のためのあり方が課題となっております。また、2ポツでございますけれども、他社設備利用につきましては、総務省において提供条件等の実態を適切に把握することを可能とする仕組みが必要ではないかとの問題提起がなされているところでございます。

詳しくは5ページ目で主な課題として挙げてございまして、また、主な意見、いただいたご意見をまとめてございます。課題につきましては、繰り返しになりますけれども、

2 ポツにございます指定設備卸役務については、提供条件の適正性等に関する課題の指摘が寄せられる状況が継続しているところ、現在の制度では公正競争上の課題がますます顕在化していく可能性があるのではないかと、今後、多種多様なサービスを実現することを阻害しないよう配慮しつつ、指定設備卸役務については、公正競争上のリスクに応じて卸役務を類型化し、規制の程度を柔軟に設定する形で、適正性を確保するために必要なルールを検討する必要があるのではないかとという課題でございます。

この点についての主な意見でございます。さまざまいただいておりますけれども、例えば2 ポツでございますけれども、利用者料金水準とコスト水準の時系列比較を行い、結果を広く共有することにより、事業者自身がその適正性や公平性を確認できる仕組みを導入することに賛同、卸料金や接続料の差について、オープンな議論が実現されることを期待とのご意見でございます。また、個別のサービスにつきましてもさまざまご意見いただいております。3 ポツでございますけれども、例えばNGNの網内折り返しのように、新たな接続インターフェースを設けるような考え方もあるのではないかとのご意見、また、次のポツでございますが、光サービス卸について、NTTは問題は発生していないと説明しているが、必ずしもそうとは言い切れないのではないかとのご意見、次のポツでございますが、フレキシブルファイバの重要性が高まっていることに鑑みて、何らかの仕組みが必要ではないかといったご意見もございました。次のポツでございますけれども、光卸に関しては、経済的な観点から代替性がないものと認識とのご意見、次でございますが、モバイルの音声卸については、重要卸というものを考えるのは理解できるとのご意見をいただいたところでございます。また、一方、最後のポツでございますが、他社設備利用については、料金だけでなく、サービス品質の観点も含めた議論が必要とのご意見もいただいております。

6 ページにお進みください。これにつきまして、事業者のヒアリングにおける主な意見をまとめたものでございますけれども、まず1 ポツ、NTTからでございますが、光サービス卸については法令に基づく届け出を行っているほか、既にチェック体制が構築されている。こういったことから、少なくとも透明性や公平性の観点では問題ないと考えるのご意見もございました。一方、競争事業者からは、例えばソフトバンクでございますけれども、2 ポツでございます。接続と卸の両方選べるのは、理論的にはそのとおり。理論上は確かに選択肢があるものの、実質的にはほぼ選択肢がないという状況だと考えているとのご意見でございます。また、次のポツでございますが、③、例えばボ

トルネック性や1対Nなど現実的には選択肢がないものもあり、こういったものについては重要卸役務として定義するとともに、どのようなルールを当てはめるべきか検証する必要があるとのご意見をいただいております。また、KDD I、4ポツでございますけれども、公正報酬率規制なども参考に、ボトルネック設備を利用した卸役務については同規制等の厳格な規律が必要ではないかのご意見、また、次のポツ、オプテージでございますけれども、モバイル音声卸の料金については数年間見直されていないことから、重要卸での仕組みで検証すべきかを含め検討いただきたいとのご意見をいただいております。

また、以下、特にフレキシブルファイバについてでございますけれども、KDD Iからでございますが、提供エリア外の部分については接続ルールが適用されず、全体を通して卸役務になっている。これについて、何らかの接続に準じたルールを適用することが必要とのご意見でございます。また、ソフトバンクでございますけれども、今後の5G展開を見据えると、フレキシブルファイバの利用機会がますます高まると想定している。重要な卸役務として定義が必要と考えるのご意見でございます。一方、その他でございますが、NTTからでございますが、電力系事業者の回線が使われるケースもございますので、代替性は十分に備わっていると思うことから、新たな規律を課すということの必然性はないと考えるのご意見でございました。

こういったご意見を踏まえて、7ページにお進みください。考え方及び今後取り組むべき事項の案をお示ししてございます。以下、下線に基づいてご説明いたしますけれども、2ポツでございます。現状、指定設備卸役務の中には、接続では実質的に代替困難なものが存在するなど、利用事業者から提供条件等に関する課題の指摘が累次にわたり寄せられているところ、現行の制度を見直し、提供条件の適正性と柔軟な設備利用のバランスを確保することで公正競争を確保する必要があるのではないか、指定設備卸役務に関し、提供条件等の透明性・適正性・公平性の確保のために必要なルールの検討を進めることが適当ではないか、また、その方策としてはでございますが、指定設備卸役務の契約締結の手續や契約内容等について、公正競争確保の観点から、必要な事項をガイドラインで示すことなどが考えられるのではないか、その上で、接続では実質的に代替困難な可能性があるものについては、接続での代替を困難にしている事由を確認した上で、公正競争上の観点から接続・卸役務双方についてさらなる措置をとることが考えられるのではないかとしてございます。

例えば下記のような方策が考えられるのではないかとということで、①総務省において、コスト水準（接続料相当）を基礎としたベンチマークを作成した上で、当該ベンチマークと実際の卸料金水準との乖離について、提供事業者からの説明に基づき検証し、検証結果を共有すること、②コスト水準（接続料相当）、卸料金水準及びエンドユーザー向け役務の料金水準を時系列で比較し、提供事業者からの説明に基づいて検証し、検証結果を共有することなどをここでは挙げてございます。また、※2に書いてございますけれども、その検証結果の共有のあり方につきましては、共有する情報の粒度、また、共有先の範囲について、さらに検討を進めることが適当としてございます。

最後のポツでございますが、また、総務省において一定の指定設備卸役務に関する提供条件等の実態を適切に把握し、情報を整理・公表していくとともに、利用事業者が提供条件等の実態をみずから確認する仕組みを一層充実させることについても検討を進めていく必要があるのではないかとしてございます。

続きまして、第2節、市場の融合とルールの見直しについての整理でございます。9ページにお進みください。この点につきましては、中間答申において、どのような形で取り組みの方向性が示されているかということでございますけれども、1ポツに書いてございますが、5G時代における光回線等、設備の重要性は一層高まると想定されることから、現行の非対称規制の考え方は維持することが適当である。その上で、アクセス回線については、5G時代以降におけるネットワーク構築を促進する観点から、コロケーションスペースの活用の必要性等を含め、新たなボトルネック領域について検証を行うことが適当である。また、基幹的コア網については、NTTにおいて次世代の基幹的コア網のあり方を早期に示すとともに、関係事業者間で情報共有等を図る仕組みを検討することが適当である。市場構造の変化の観点からは、今後、固定移動通信市場における連携等の進展を通じ、市場支配力のあり方が変化する可能性が考えられる。レイヤーを超えて強い影響力を有する可能性があるほか、このような機能やサービスを提供する事業者と電気通信事業者が連携して一体的なサービス提供を行うことにより、共同的な市場支配力を行使するなどの問題を生む可能性も考えられるとした上で、このことを踏まえ、固定移動通信の市場区分を超えて、新たな影響力を及ぼし得る設備・機能・主体を想定しつつ、新たな競争ルールのあり方について引き続き検討を深めることが適当とされたところでございます。

この点についてのご意見でございます。10ページにまとめてございますが、構成員

の方からは、共同性がある場合をどういう要件で、どのようにくくるかというのが大きな問題につながることから、そういった問題意識を共有した上で議論する必要があるとのご意見をいただいたところでございます。

事業者ヒアリングにおきましては、2ポツにございますが、KDDI、ソフトバンクから、5G時代における光回線の重要性や、ネットワーク形態の多様化等の環境変化に応じ、ボトルネック領域の拡大、影響力増加に対応したルール整備が必要とのご意見でございます。その次でございますが、設備についてでございますけれども、フレキシブルファイバの利用機会が今後増大すると想定するとのご意見もいただいております。その次は、基幹的コア網についてでございますけれども、KDDIから、NTT東西とドコモのネットワーク統合は認められるべきではない、また、ソフトバンクから、NTTグループの一体化が懸念されることから、次世代基幹的コア網の構想段階での仕様、実現機能のオープンな議論や、機能に着目した情報共有が必要とのご意見がございました。テレコムサービス協会からは、MVNOによる5Gの利活用を促進するため、スライスを制御するためのAPIを含む標準的な技術的実装方式の定義づけが必要などのご意見をいただいているところでございます。また、レイヤー構造の変化といたしまして、NTTから、コグニティブ・ファウンデーションを通じ、グローバルなOTTプレーヤーなどが垂直統合的なサービスを展開してくるようになるとの想定、また、KDDIからは、仮想化等の進展により、上位レイヤーのプラットフォーム等がネットワークを外からコントロール・運用してサービス品質をダイナミックに管理するなどにより、通信と自社サービスを統合してサービスを提供すると想定されることのご意見もいただいているところでございます。

こういったご意見を踏まえまして、11ページにお進みください。3、市場の融合を促す主な変化といたしまして、設備・機能・主体に分けて整理したものでございます。

まず、①設備に関しまして、5G時代における設備の重要性の高まりでございますが、今後5G基地局の全国的な整備が予定されており、光回線の重要性が一層高まると考えられる。このほか、モバイル・エッジコンピューティングやネットワーク・オーケストレーションなど、これらの技術の基盤となる新たな設備が固定・移動通信の双方におけるサービス提供において重要な役割を担うと考えられるなど、設備を軸とした固定・移動通信市場の融合が進展すると考えられるとしております。

続きまして、②機能・サービス面でございますけれども、IP化、仮想化の進展による

ネットワークレイヤーの構造変化でございます。オールIP化等による設備の水平統合を通じ、汎用設備が複数サービスの提供を支える形態へとネットワーク構造が変化し、ビジネス構造にも大きな変化が生じている。汎用設備の重要性が一層高まることにより、市場支配的事業者の設備への依存度が高まり、他事業者との間で設備競争のバランスに変化が生じることが想定される。NTTが提唱するIOWN構想においては、ネットワーク・オーケストレーション等の機能を通じ、基幹網とアクセス回線を一体的なネットワークとして、サービスごとに最適な運用を行うことが想定されていることも踏まえれば、設備とサービス・機能の融合が進展すると想定されることとさせていただきます。

続きまして、③主体に関して、グローバル化・インターネット経済の進展によるコンテンツ・プラットフォームレイヤーの構造変化についてでございますが、プラットフォーム事業者等の上位レイヤー事業者が急成長していることに伴いまして、設備とサービス・機能の融合を通じ、上位レイヤー事業者がネットワークサービスを含めて一体的にサービスを行うなど、提供主体の融合が進展されると想定されることとさせていただきます。

下の四角でございます。こういった状況を踏まえれば、将来の競争環境の維持に当たっては、主に設備をベースとして市場区分や市場支配力の概念を構築し、必要な規律を課すという現行の競争ルールの考え方のみでは対応が困難となる可能性があるのではないか。このため、設備に着目した規律体系からサービス・機能にも着目して、競争阻害的な行為に対する規律等を課す体系への転換が求められるのではないかとさせていただきます。

続きまして、12ページでございます。こうした市場の融合状況への対応の方向性につきまして、(1)、(2)に分けて記述してございますけれども、まず、(1)新たな市場支配力の考え方についてでございます。これまで述べました環境変化を踏まえれば、設備の重要性が一層高まると想定されることから、設備に着目した市場支配力の考え方は引き続き維持しつつ、新たな設備競争の要素を取り込んでいくことが適当ではないか。一方で、現行の競争ルールの考え方に加え、サービスが市場に対して与える影響の大きさ、機能等を総合的に踏まえ、市場支配力を認定する考え方を導入することが求められるのではないかとございまして、まず、①設備に着目した市場支配力の可能性については、5G等の進展においては、アクセス網への依存度が高まることを通じ、固定通信事業者が移動通信事業者に対して優位性を高める可能性が考えられる一方で、移動通信が固定通信の代替的な役割を担い、固定通信事業者に対して移動通信事業



者が優位性を高める可能性も考えられるのではないかと、また、これに加え、5G時代において新たな設備を提供する主体が固定移動通信市場をまたぎ支配力を行使する可能性があるのではないかとさせていただきます。

また、②サービス・機能に着目した市場支配力の可能性についてでございますけれども、今後設備とサービスの融合が進展すると想定され、基幹網とアクセス回線を一体的に運用する電気通信事業者が競争事業者に対して支配力を行使するなどの可能性があるのではないかと、上位レイヤー事業者が提供するサービス・機能がネットワーク市場全体に対して強い影響力を有する可能性が考えられるほか、一部の電気通信事業者と連携することにより、共同的な市場支配力を行使するなどの可能性があるのではないかとさせていただきます。

こうしたことを踏まえまして、新たな市場支配力に対応したルールの方向性について記述させていただきます。13ページでございますけれども、まず、①設備に着目した市場支配力に対応したルールの方向性については、まず、1ポツでございますけれども、設備の重要性は一層高まることから、現行の指定電気通信設備制度は引き続き維持することが必要である。その上で、アクセス回線については卸役務を通じた提供の拡大が想定されることから、公正競争上の影響を検証した上で、必要に応じ制度的措置を検討することは適当ではないか。このほか、5G時代において重要な役割を担う設備については、普及促進に向けてインフラシェアリングの活用状況等も踏まえつつ、必要に応じ新たなボトルネック領域について検証を行うことが必要ではないかとさせていただきます。

続きまして、②でございますけれども、サービス・機能に着目した市場支配力に対応したルールの方向性でございます。5G時代におけるサービス競争においては、サービス・機能の利用は競争上極めて重要となることから、その利用に関する公正性・透明性等を確保するためのルール、また、APIの標準化等を検討することが適当ではないかとさせていただきます。これに加えまして、上位レイヤー事業者が提供するサービス・機能、例えば認証サービス等でございますが、については、公正競争上の影響等を検証した上で、必要となるルールについて検討することが適当ではないかとさせていただきます。以上のルールの対象となり得る主体、また、必要となるルールについては、市場環境等によって変化する可能性も考えられることから、不断の検証を行い、柔軟に見直す仕組みが必要ではないかとさせていただきます。

最後、14ページにお進みください。以上を踏まえまして、今後取り組むべき事項で

ございますけれども、以上の整理を踏まえまして制度的対応の方向性を具体化するに当たっては、市場の融合を促し得る環境変化の兆候を的確に把握し、設備、サービス・機能、主体等の多角的な観点から新たな競争阻害要因の分析等を行うことが適当ではないか、このため、総務省において、将来を見据えたネットワーク市場の動向把握・分析を継続的に行う取り組みを強化することが適当ではないかとしてございます。

事務局からの説明は以上です。

○新美主査 ありがとうございます。

それでは、これまでの説明を踏まえまして、ご質問も含めて構成員の皆様からご自由にご発言いただきたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

○高橋構成員 事務局に質問なんですけれども、7ページのところで、6ポツ目の代替困難な可能性があるというところの①で、総務省においてコスト水準を基礎としたベンチマークを作成というのですけれども、この場合のコスト水準ってどういう形で計算するんですか。接続料相当という括弧書きになっているんですけれども、ちょっとここを教えていただければと思うんですけれども。

○中村料金サービス課企画官 まず指定設備卸役務についてですが、その指定設備卸役務に対応する指定設備を使用する使用料が、コスト水準に該当すると考えております。

○新美主査 高橋先生、よろしいでしょうか。

○高橋構成員 その使用料の計算は、どういうふうを考えればいいんですか。

○中村料金サービス課企画官 普通、接続料を計算する際には、当該指定設備の原価及び利潤を一定の需要で割って、その需要当たりの使用料を割り出すと。それにより、設備の使用料をつくり出すというのが普通の接続料の算定の仕方でございます。

指定設備卸役務についてのコスト水準を計算する際にも、その指定設備卸役務を使う際に使われている指定設備、この設備の原価及び利潤について一定の需要で割り戻して、その需要当たりの設備の使用料をつくるという形になるのではないかと考えておりますけれども、ぜひ、ここら辺についてもご議論いただければと考えております。

○高橋構成員 じゃ、今のところは何か特別なことをするという想定ではないということですね。

○中村料金サービス課企画官 接続料については、これまで当然第一種指定電気通信設備、第二種指定電気通信設備について接続料という形ではじいているわけですが、指定設備卸役務については、電気通信事業法の接続料規制の対象外という形になります

ので、これまで法令に基づいて何らか算定したということはやってきておりません。

○高橋構成員 わかりました。結構です。

○新美主査 よろしいでしょうか。では、酒井先生。

○酒井構成員 多少今のと関連するかもしれないですが、要するに、接続と卸と利用者料金と言ったときに、私の把握している限り、接続というのは、NTT東西がこの場合は、特に設備部門につきましてはもともと持っていた形で、非常にほかのところが使にくい状態、有利な状態にあったということをもとに、NTT東西の利用者部門とほかの方が大体対等にそれを使えるようにという精神だったと思うのです。

今回の場合、そう考えると、NTT東西の設備部門が、今度卸というのは、多分利用者部門が提供するでしょうから、そうすると、どうやったらよろしいんですかね。接続は接続料金でやって、それで、ほかの会社も全く同じように卸が使えれば、別にそれは問題ないのかと当初は思っていたのですけれども、そうすると、例えば卸の料金、その場合には卸の料金が高ければ高いほどよくて、安いとほかの会社が提供できないという話だったと思うのですが、今回の場合はそうじゃなくて、卸の料金が、どちらかという和多分高過ぎるという苦情がほかからあったんだろうと思っております。

そう考えると、ちょっと今までと違うなという感じがいたしまして、よくよく考えてみますと、今回はその設備を持っていたことによって接続料金をちゃんと決めようということよりも、NTT東西の利用者部門がほかの会社に比べてはるかに大きいので、その接続を有効に使えるから、わりとうまい料金で形成できて、ほかの会社は接続を引き受けたところで、そんなに大きくないので、どうしてもそれより割高になってしまうと。だから、そこのところじゃ競争が働かない可能性があるので、今度は卸の料金をちゃんと考えようかなということ、多分設備をもうちょっと整備しようというよりは、フレキシブルファイバもそうなんですけれども、大きいところのほうが有利だということから来ていると思ひまして、そうすると、このあたりをどう考えたらいいかということ、大きいところが規模に応じて有利になるようにしなければいけないけれども、あまり小さいところでもできるようにすると、今度は最後の利用者が割高になってしまいますし、その辺をどう考えるかというのがこれからの課題かなと思ひまして、ちょっと意見を申し上げた次第です。

○新美主査 ありがとうございます。今のコメントに何か事務局のほうでございますか。特にございませんか。

ほかにご意見、ご質問ございましたら、よろしくお願いします。

○酒井構成員　なればもう1点。

○新美主査　お願いします。

○酒井構成員　これはもっともだなと思ったのですが、例えば先の話で、これからはだんだん仮想化が進んでスライスができるようになってきて、たしかKDDIさんのご意見だったと思うのですけれども、スライスを使ってダイナミックにいろんな品質のものを提供できるようになるのだと。だから全く新しい考え方で検討しなきゃいけないのじゃないだろうかというお話だったのですけれども、そのとおりだと思うんですが、逆に言うと、幾らスライスを使っていろいろ仮想化しても、一番下のレイヤーのところ、例えば品質が悪かったとすると、上で品質をよくするのは、特に遅延なんかは非常に難しいのじゃないかと思えます。

このあたりについて、スライスという議論は私も知っていますし、もともとネットワークのQoSという話はいろいろあるんですが、そのあたり、今後スライス化、仮想化が進むにつれて、ネットワーク、特にベストエフォートなんかの品質とかいうものをどう考えていくのかという話、これは今すぐわかりませんが、ぜひこれは設備を提供するNTTのほうでご検討いただいて、将来こう考えるんだというふうに出していただかないと、その上でどんなサービスができて、どんな規制が必要なのかというところもちよっとわかりにくいところがありますので、よろしくお願いしますと思います。

○新美主査　ありがとうございます。今後を見据えた上での留意点ということだと思いますが、ほかにご意見、ご質問ございましたら。

どうぞ、高橋さん。

○高橋構成員　オブザーバーに質問というか、意見を求めてもよろしいですか。

○新美主査　いいです。どうぞ。

○高橋構成員　6ページのところで、フレキシブルファイバについてのところで、NTTさんが代替性があるので、新たな規律を課すような必然性はないと考えるということに対してのご説明をもうちょっと具体的にいただきたいのと、それに対して、このところでKDDIさんとソフトバンクさんからまた意見が寄せられているので、KDDIさんとソフトバンクさんのご意見を順に伺えればと思うのですけれども。

○新美主査　わかりました。それじゃ、まず最初にNTTさんからご説明いただいて、その後両者にそれに対する考え方を伺いたいと思います。

まずNTTさん、よろしくお願いします。

○日本電信電話 ありがとうございます。フレキシブルファイバについては、ご存じのとおり、現在、我々が光ファイバを使ったF T T Hサービスを提供しているエリアの外、特に携帯電話基地局が設置される山中であったり、ビルの屋上、通常ビルの屋上には配管を通してビル内の光ファイバを設置しますけれども、配管が詰まっている場合に外壁を這わせて特別につくってほしいといった場合であったり、やはり携帯キャリア3社がご利用されるケースが多いです。ただ、3社の中でも利用量においては相当の差があり、ドコモは比較的数字が多い状況です。ソフトバンクさんもそれなりに使っておられますけれども、KDD Iさんはあまり使われていない状況です。しかしながら、KDD Iさんも山中に多数の携帯電話基地局を展開されています。

そういった点を踏まえると、ご自身で光ファイバを引かれている、あるいは本日お越しのオペレータさんのような、全国の電力系事業者さんが提供されている光ファイバを用いたサービスをご利用されていると考えています。そのような中、一部だけが我々にも流れてきているということだと思いますので、そういう意味でボトルネックというものはないと考えます。ご要望に応じて、その都度その都度、需要対応で敷設しているものですので、ボトルネックというものはなく、ビジネスベースで提供すればよいもので、特段規制するようなものではないと考えております。

○新美主査 ありがとうございます。

それじゃ、今のご説明について、KDD Iさんのほうから、まずコメントがありましたらお願いします。

○KDD I KDD Iです。先ほどNTTさんがおっしゃったとおり、現状我々もフレキシブルファイバは使っていて、ただ、我々は電力系さんといろいろお付き合いもあるので、そちらのファイバも使っているということで、ほかの2社に比べてフレキシブルファイバを使っているところが今は少ないというのは、それはそれで事実としてあるかなと思っています。

ただ、一方で、フレキシブルファイバはルーラルだけではなくて、光のエリア内であってもビルの屋上とかに引っ張る場合は、それはフレキシブルファイバとして提供を受けているといったこともあるので、今後5Gという時代になっていったときに、そうしたケースがやっぱり増えてくるだろうと考えております。なので、必ずしもNTTさんだけじゃないとだめというわけではないんですけれども、やはり今後の5Gと考えたと

きは、NTTさんを使うケースが今よりも増えてくると我々としては想定しております。

○新美主査　ありがとうございます。それじゃ、ソフトバンクさん、よろしくお願ひします。

○ソフトバンク　そもそものネットワークのつくりのお話をまずさせていただきますと、携帯の基地局を全国に設置して、携帯のネットワークを構築する上で、まず、これもボトルネックになりますけれども、NTTさんの全国7,000から8,000カ所あるTCセンターに我々の設備を置かせていただいている、そこから基地局に向けて光を延ばすという構成になっていまして、ですので、基本的にアクセスのファイバを使うのはNTTさんのファイバを使わざるを得ないという、今、現実そういうネットワークのつくりをしております。

その中で、加入ダークファイバがそのまま基地局にあれば、今の接続でファイバを借りるんですけども、そのエリアにないところについては、ファイバが既にあるところのあいているところ、あいているファイバの芯線を使って、このフレキシブルファイバのスキームを使って延長してもらってエリア外のところをつなげていくとか、あとは首都圏のビルの屋上は非常に使うケースが多いんですけども、そういった形でフレキシブルファイバを使うケースが多いんです。そういう意味では、電力系の事業者さんも一部のところでは使っていますけれども、基本的にはNTTさんのファイバ、加入ダークのリソースを使った形で構成せざるを得ないという実情になっています。

あとは、フレキシブルファイバの延長するところを自前で引けばいいかという話もあるんですけども、これも前回もプレゼンさせていただきましたけれども、運用保守面で非常に煩雑になるというところですか、あとは高速のスピード面とかを考えても、これはちょっと現実的にはNTTさんに依頼せざるを得ないかなというところに現状なっているところです。

○新美主査　ありがとうございます。

高橋先生、よろしいでしょうか。

○高橋構成員　はい。

○新美主査　じゃ、佐藤先生、お願いします。

○佐藤構成員　今の質疑でちょっと理解できなかったところもあるので、確認したいと思います。NTTさんに質問になります。NTTの主張だと、今の敷設しているエリア外での議論だと思ったんですけども、これを見ると、フレキシブルファイバに関して

は、規制を課す必要はありませんという主張。理由は、代替性が十分あるからだということ。代替性があるという根拠は、各事業者が敷設しているケースや、電力系の回線を利用できる可能性がある。そうすると、これは敷設しているエリア外の話だけではなくて、電力系が使える等、エリア内でも同じ状況があるので、エリア内も代替性があるから規制する必要はないということになると理解できます。そのことについて、どう思いますか。

- 日本電信電話　　ダークファイバの接続ルールを外してほしいとまでは申し上げておりません。
- 佐藤構成員　　外してほしいかどうか聞いているのではなくて、NTTさんの論理を適用すると、エリア内も外してほしいと言っていることと同じになりませんかという質問になります。
- 日本電信電話　　今あるものの空きについて、我々しか事業者が存在しなかった時代につくったメタル回線については、ボトルネック性はあると考えています。しかしながら、光ファイバについては、これまで、我々自身も、そのボトルネック性について、いろいろな意見を申し上げてまいりました。現実に電力系事業者の方々も広く展開しているという実態もあり、我々の中ではいろいろと思うところはございますが、それについて規制を直ちに直視してほしいということは申し上げておりません。ただ、現に我々の利用部門も含めたサービスのためにつくっているものの空きを貸すという接続と、今何も無いものを新たにつくるというものは全く質が違うと思っていまして、新たにつくるところについて、特にルーラルにおいては、先ほどオブザーバーの方も相当の保守稼働や費用等大変なコストがかかるということをおっしゃっていましたが、我々も同様に大変なんです。そういったものについては、そうした大変さや価値に見合う金額をいただくことは当然ではないかなと考えているということでございます。
- 新美主査　　どうぞ。
- 佐藤構成員　　NTTさんが言われたことについて、基本的には理解しつつあると思いますが、そういう意味では敷設する、しないというよりは、敷設した場合は適切な料金で追加コストが回収できるということを前提に考えたいという理解でいいですね。
- 日本電信電話　　はい。ビジネスベースでやらせていただきたいということでございます。
- 新美主査　　じゃ、ほかに。

どうぞ。

○大橋構成員　今の議論を聞いての感想にすぎないんですが、このフレキシブルファイバは、自社で引ける場合があると。だけど、安ければNTTさんの設備を使うということなので、ある種のオプションを事業者さんに提供しているということだと思っんです。それを無料に近い形で提供するかどうかという話をされているのかなと理解しているんですけども、これはもう事業者さん同士でゼロサムの対立する話なので、決着はしないということだと理解しているんですけども、1つ、私の見聞きしている事例で言うと、同じような話が電力であって、ちょっと専門的用語で申しわけない。常時バックアップという制度があるんですけども、昔、代替的な市場がないときにこういうことをやり始めたのだが、その後、常時バックアップ制度を入れた後何が起きたかということなんですけれども、市場ができて、ほんとはこれはなくすべきなんですけれども、一回味をしめちゃうとなかなか外せなくて、今年になってもう1個ベースロード市場というものをつくったんです。2つ代替ルートができた。それでもみんな使わなくなりつつあるのだと思うんですけども、制度はなくすなと言うんですよね。だから、こうした制度は一度入れると、後で抜くのは大変だろうなということだけは感じますという感想だけですが、ありがとうございます。

○新美主査　ありがとうございます。他分野での例をご紹介いただいたと思いますが、ほかにご意見、ご質問。

どうぞ。

○KDDI　KDDIですけども、新たに敷設する部分については、確かに新規投資ということで、民営という考えもあるんですが、一方で、これまでもともと光ファイバが敷設されてきた経緯というのは、メタルで使っていた電柱だとか管路、あるいは添架ポイントだとかいったものがベースにあって引かれているので、それは全てもともとはNTTさんが公社時代に持たれていたものから来ていて、我々が新たに引くとなると、そういったいわゆる線路敷設基盤、電柱、管路、添架ポイントみたいなものが容易に手に入らないということがあるのでお願いせざるを得ないという事情があるということころもありますので、我々が引けるケースもありますけれども、なかなか容易にはいかななくて、もともとそういったところを所有されているNTTさんに借りざるを得ないという一面が、このフレキシブルファイバにはそういう要素があるということをご理解いただければと思います。



○新美主査 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございましたら。

どうぞ。

○オプテージ 先ほど名前が何度か挙がったオプテージでございます。

私どもが前回のヒアリングのときに申し上げた、6ページには取り上げていただいていたのですが、やっぱりインフラ、設備競争が大事だということをずっと申し上げています。これはどういうルール、規制をかけられるのか次第なのですが、仮にこういうフレキシブルファイバに接続ルールを適用ということを考えておられるのであれば、それは設備投資リスクをNTT東西さんに押しつけて、逆に我々みたいな競争事業者の投資インセンティブを阻害する恐れがあり、そうすると、設備競争が滞ってしまつて、却ってよくないんじゃないかということも前回も申し上げましたし、この場でも再度申し上げます。

○新美主査 わかりました。ありがとうございます。

ほかにご意見ございましたらどうぞ。あるいはご質問でも結構ですが。

○ソフトバンク よろしいですか。

○新美主査 どうぞ。

○ソフトバンク ソフトバンクですけれども、7ページの記載について、ちょっと確認をさせていただきます。

2ポツ目のところでは、指定設備卸役務の中には、接続では実質的に代替困難なものということで、例として東西さんの光回線の卸と、MNOによるMVNOへの卸が例示されていると。一方で、6ポツ目のところについて、透明性・適正性・公平性を確保するための役務の対象として、こちらは実質的に代替困難な可能性があるとされています。2ポツ目では代替困難なものと言い切っておりつつ、6のほうでは可能性があるということだと、一見広がっているように見えるんですけれども、ここはそういった趣旨が含まれているのかどうかというところを確認させていただきます。

○新美主査 これは事務局のほうで、ちょっと。

○中村料金サービス課企画官 ありがとうございます。まず2ポツ目のところで、接続では実質的に代替困難なものとして、例示としてNTT東西による光回線の卸売サービス、MNOによるMVNOへの音声卸サービスと書いてありますが、これは別に決めつけで、これは絶対に実質的に代替困難なんだと言っているわけではなくて、これまでの

ご議論の中でそういったものがあるんじゃないかということをご議論いただいたことを、基本的にはそれをそのまま反映したにすぎないと思っているところでございます。

その証左というか、証拠に、5ポツ目ですかね。まず、そもそもその5ポツ目のところで、各指定設備卸役務について、接続と卸役務の代替性を、きちんとほんとに実質的に代替困難なのかということをもまずは検証するとなっているわけで、この一番上のところで代替困難なものとして別に決めつけているわけではなくて、これまでのご議論を単に反映したにすぎないと考えています。

○ソフトバンク　ありがとうございます。

○新美主査　よろしいでしょうか。

ほかにご意見、ご質問ございましたら、どうぞお願いします。

どうぞ。

○日本電信電話　NTTでございます。先ほども一番冒頭にご質問があった7ページの6ポツ目の①のところですけども、コスト水準を基礎としたベンチマークを作成と書かれています。我々の光卸の料金についても、一律の料金、接続条件というものを求められる接続とは異なって、やはり相手方の利用形態等に応じて卸料金は柔軟にしていきたいと考えております。現にプレゼンテーションでも少し説明させていただきましたけれども、現在、ベンチャー企業の方々であったり、地方のケーブルテレビの方々であったり、そういった方々にレベニューシェア型の卸料金、最初は低廉にしておいて、その後の事業収入等で少し多めに回収させていただくような料金の提案をさせていただいているところです。

同軸ケーブルを光ファイバに変えることに取り組まれているケーブルテレビ事業者さんからは少し興味を持ってもらっており、現在協議を進めているところです。そういう意味で、卸の料金というのは、やはり柔軟にいろんなものを選べるようにしておくことが重要ではないかと思っている中で、この6ポツ目の①のところ、コスト水準を基礎としたベンチマークを作成ということが、一律の料金規制等を企図するような数量的なベンチマーク、指値というか、ターゲットプライスみたいなものを目指すということの意味するものなのかどうか確認させていただきたいと思います。

我々としては、そういったものではないもので検証等を実施していただくことをお願いしたいと思っております。どういったものをイメージされているのか、考えられていることがあれば、教えていただきたいと思います。

○新美主査 この点について、よろしく申し上げます。

○中村料金サービス課企画官 ありがとうございます。

今、ご質問いただいたのは、6ポツ目の①のところ、ベンチマークというものが、数値そのものを指しているのかどうかということだと思うんですけれども、ベンチマークについていろいろな考え方があり得るのではないかと考えています。当然一意の数値を指すということもご議論いただければ結構だと思っておりますし、そうではなくて、例えばこういったコストについては含まれるべきではないのかといったような定性的な考え方という形で、それをベンチマークとして指し示し、それに基づいて提供事業者様側から何らかの考え方を示していただくということもあり得るのではないかと考えています。

ですので、ベンチマークについては、今、この論点整理の中では一定の幅のある考え方ですので、ぜひそこら辺についても先生方の中でご議論いただければと考えているところでございます。

○新美主査 わかりました。ベンチマークとして、具体的な中身はとりあえず考えていなくて、上にありますように、どのようなベンチマークを用意したら透明性・適正性・公平性が確保できるのか、そういう観点でベンチマークの中身を決めていく、その議論をしてほしいということだと思います。

よろしいでしょうか。

○日本電信電話 わかりました。

○新美主査 じゃ、佐藤先生。

○佐藤構成員 今回の料金の話なんですけれども、私が考えるには、料金は2つの観点で見たほうが良いと思っています。1つは、例えば料金が、コストに対して適正範囲を超えて高くないかということで、料金水準の問題。コストが下がっているのに料金が下がってないとか、コストと料金の適切な関係という意味での料金水準の問題。もう1つは、例えば事業者ごとに料金にディファレンシエーションというか、差異がある場合、その差異が合理的な差なのかどうか、差別的なものでないかどうか。料金の適切性に関しては、この2つを見ていくことになると思っています。

申しわけないけれども、またNTTさんに質問になります。事業者ごとにいろいろな状況を考慮しながらレベニューシェア等の考え方も含め、対応していますという話があり、事業者ごとに相当配慮されていると思いますが、卸料金には事業者毎に違いがある

ものなんですか。あるとすると、その差は1割ぐらいの幅なのか、2割ぐらいの幅なのか、教えていただくとイメージが付きやすいので、お願いします。

- 日本電信電話 現時点においては、全事業者、ベンチャー企業も大きな企業も含めて、全てが同じ条件になっています。ただし、我々としては、先ほども申し上げたように、光サービス卸を、いろいろな規模の事業者さんに柔軟に活用いただくことで、通信の外の世界のビジネスの発展にも寄与できるようにしていきたいと思っております、さまざまな取組みについて、いろいろな事業者さんとお話していきたいと思っております。現時点では全て一緒の料金水準になっていますけれども、先ほど申し上げたのは、多様化していくような議論を相手方の事業者さんと始めたということをご紹介させていただきました。

具体的にそのような条件とする場合は、佐藤先生がおっしゃったように、合理的に説明できる範囲であったり、少なくとも全体の競争に影響を及ぼさないような範囲でやらせていただきたいと思っておりますし、その都度、個別に総務省さんにもご相談しながら進めていければと考えているところでございます。

- 新美主査 はい。

- 佐藤構成員 よくわかりました。そういう意味では、そういうサービスの条件の違いも出てくるので、適正に対応していただけたらと思いますが、総務省としても、合理的に説明できる範囲のものであるのか、それは見ていく必要があると思っておりますので、これは次の課題の1つだとは思っています。

- 新美主査 ありがとうございます。

ほかにご質問、ご意見ございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

どうぞ。

- KDDI KDDIです。資料の5ページ目のところで、課題のところに公正競争上のリスクに応じて卸役務を類型化し、規制の程度を柔軟に設定する形でということが書かれていて、7ページ目に行くと、どちらかというと指定設備卸役務を一くくりにして書かれている感じになっているので、接続においても、いわゆるボトルネック設備である一種指定設備というのは、どうしてもやっぱり設備を借りざるを得ないという状況のものに対する規律であり、あと、二種指定のように複数あって、一応選択肢はあるけれども、市場シェアが高くて、接続における交渉上の優位性を持っているものに対する規律というのは、実際に接続においても求められている内容と程度の差というものはある

ので、それを卸に置きかえて考えるときも、やはりその内容であったり程度の差といったものは意識した上で議論をされる必要があるのかなということを考えているというのが1点。

もう一つ、確認なんですけれども、こっちは多分事務局さんに確認になりますが、4ページ目のところで、指定設備卸は契約内容の事後届出というのがあって、注釈の1のところに、現在、料金等の提供条件の具体的内容の届出を受けているのは光回線卸サービスとモバイル卸サービスのみと書かれているんですけども、フレキシブルファイバというのは、この前の制度整備で引いたものは一種指定設備だということに一応制度上なっていて、それを卸で提供しているということなんですけれども、ここの指定設備卸というものにフレキシブルファイバが当たっているのかどうかということについて確認させてください。

○新美主査　それじゃ、事務局、よろしくをお願いします。

○中村料金サービス課企画官　このアスタリスクの1で書いてある料金等の提供条件等の具体的内容の届出を受けているのは、指定設備卸役務のうち光回線卸売サービスとモバイル卸売サービスと書いてありますけれども、ここの中で、フレキシブルファイバについては、具体的内容の届出は受けていないと承知しております。

○新美主査　よろしいでしょうか。

○KDDI　ごめんなさい。それは指定設備卸役務に当たっているけれども届けてないのか、当たらないから届けてないのかと言われると、どちらになりますでしょうか。

○中村料金サービス課企画官　フレキシブルファイバについては一種指定設備に該当しますので、一種指定設備を用いた卸電気通信役務であることは間違いありませんけれども、料金等の提供条件の詳細についての届出については、フレキシブルファイバについては受けていないと考えております。

○新美主査　よろしいでしょうか。

○KDDI　一応事実としては理解しました。

○新美主査　ほかに。

どうぞ。

○日本インターネットプロバイダー協会　ありがとうございます。多分全体的な感想みたいな感じになっちゃうんですけども、次世代競争ルールなんですけれども、私みたいに荒くれ者からすると、次世代はもう人がいなくて、競争も何もあったもんじゃない

かなと思いがちちょっと聞いていまして、というのは、この話は、地方の事業者だとか自治体の方でわかる人は多分ほとんどいないと思うんです。ルールがどんどん複雑化するのはいしょうがないんですけども、やっぱりちょっとわかりやすいルールを何か見える形にしないと、危機感が全くないんです。不平はいっぱいあるんですけども、危機感はないと。国が何とかしてくれるだろうとか思っちゃっている人が多くて、現状で、携帯は入らない、メールはとれない、5Gが来るから、それまで我慢しようみたいな話になっているというところなんです。それでインフラ投資がおくれて、過疎化が進んで、悪循環でどんどん悪くなっていくと。

そういう意味で、12ページの最後のところに書いていただいている上位レイヤーとか、ほかのサービスとの抱き合わせで問題が出るんじゃないかという話で、こういうところは、私としては非常に競争ルールとしてやっていただきたいと。どういうことかといいますと、例えばIターン、Uターンだったりとか、地域振興という話はいっぱい出るんですけども、地域の中での人の奪い合いになっているんです。島だとすごくわかりやすいんですが、インターネット速い地域とそうじゃない地域じゃIターン、Uターン組の定着率が全然違うと。同じ島の中でもいいところに移住するということが起きています。

何が言いたいかというと、ADSLを見ていたらわかるように、もうADSLは捨てられちゃっているんです。ADSLしか使えないエリアは日本中にまだものすごくいっぱい、面積で言えば相当あるんですけども、これはそのまま時間の問題でなくなると。そうなると、これは不採算だからやらないわけで、ほかのレイヤーの人たちが、もし主たるサービスとか、ほかのレイヤーでもうからなくなると通信事業までだめになっちゃって、じゃ、あとは誰が面倒見るんだというのは近い将来起きる問題だと思っていまして、その辺の個別の通信事業者同士での競争も含めて、上位レイヤーとの競争環境ということについても、あまりにも垂直と大型化が進んでしまうと、他のサービスになると全部だめになるという可能性があるんで、最悪もしそれを認めるとしても、部門ごとに採算がちゃんと合うような形で、全国あまねく競争が起きるような形に進む競争ルールをつくっていただきたいと思います。

以上です。

○新美主査　ありがとうございます。これは非常に難しいといえますか、重いコメントだと思いますが、今、市場融合のほうで、ちょっと前半とは違った点でのコメントがご

ざいしましたが、これに関連して何かございましたら。あるいはそれ以外のところでも結構ですが。いかがでしょうか。特にございませんか。

これは市場融合のほうで今出ましたので、関連してということですが、ある意味で設備競争を進めるという意味でもありますが、設備に着目したルールの方性をベースにしながらサービス・機能に着目したルールの方性というのが13ページに書かれてございますが、こういった方性について、何かコメントがございましたらよろしく願ひしたいと思ひます。

これは私も答へが出てゐるわけじゃありませんが、ある意味で次元の違つた基準といひますか、ものを組み合わせてルールをつくるのは非常に難しい課題だと思ひますが、その点について、何かアイデアみたいなものがございましたらということで投げかけさせていただきます。これは今後とも議論を進めていかなければいけないので、ここで書かれてゐることはそのとおりで、設備だけでは市場支配力のはかり方が十分ではないといひのもそうですし、サービス・機能といひのがますます今後強くなつていくといひこともそのとおりですので、これをどう組み合わせていいのかなといひのが、ここでの議論を伺つて、私個人はよくわからないと捉へてゐるんですが、何か皆さんのほうからも、こんなことがあるのかと、あり得るよといひことがあればと思つて伺つてゐる次第です。

特にございませんか。これは非常に大きな課題ですので、今後の課題、議論していく上での留意点といひことでメンションさせていただくといひことでも結構でございます。これにこだわらずに、他社設備の利用と、それから市場融合、2つのテーマが今日の論点として挙がつておりますが、いずれでも結構でございます。ご意見ございましたら願ひします。

どうぞ、事務局。

○中村料金サービス課企画官 先ほどフレキシブルファイバについて、4ページ目のアスタリスク1の中で、料金等の提供条件の具体的内容の届出を受けてゐるのかいがないのかといひ話についてありましたので、先ほど申し上げた説明に1点補足させていただきます。

電気通信事業法施行規則25条の7で、細かく提供条件等を届け出ていただくものについては具体的に例示列挙されておまして、ここの中にフレキシブルファイバが入つていないといひ形になつてゐるといひことです。

○新美主査 根拠条文のところに入っていないという。

○中村料金サービス課企画官 そうです。

○新美主査 わかりました。よろしいでしょうか。

ただ、定義の上では指定設備卸役務の中には入るという理解でよろしいですか。

○中村料金サービス課企画官 はい。指定設備卸役務というのは、実は法令上の文言ではないわけですが、一種指定設備を用いた卸役務かどうかと言われると、その答えはイエスで、フレキシブルファイバのサービスを提供するに当たって用いる設備については一種指定設備という形に整理されております。

○新美主査 わかりました。一応スクリーニングをかけるならばひっかかりますよというぐらいの理解でよろしいということですね。

ほかに何かご意見、ご質問ございましたら。特に……、どうぞ。

○関口構成員 この過渡期中で、どういう形でコストを把握していくかというのは非常に難しい問題で、今、新美主査から上位レイヤーとの関係にまで言及があったわけですが、本来的に、上位レイヤーに進出して、OTTにも対抗してということになってくると、実はあまりコストを考えちゃいけないという世界が来るような気がしていて、プライシングの話とコストの話がどんどん乖離していく時代が目の前に来ているということだと思っているんです。

その一方で、設備との関連が比較的強いところについては、接続類似のようなところからスタートして良いと思われませんが、接続では提供できないような上位レイヤーに近い形態のものもあるわけですね。ですから、非常にバリエーションが大きい中で、このプライシングとコストの話はどう折り合いをつけていくのかというのは非常に表現的には難しいと思っています。卸と一口に言っても、その卸の性格がどのぐらい接続類似なのかによっても解は随分違ってくるとしています。光卸の場合でいいますと、もともとBフレッツという商品をNTTさんはお持ちで、それを基本的には法人以外には自ら売らないという選択をされて、B to B to Cという形で卸提供をします。しかも光卸を始めたタイミングでボリュームディスカウントを一切禁じるということまでやっていますので、先ほどNTTさんからもお話があったように、現状では一律提供せざると得ないと。このレベルで言うと、設備原価に営業費を加えて利潤を加えてというBフレッツの価格設定からα円を引いたものという水準って、大体わかってくることになると思うんです。ですから、このようなサービスについては、分析の可能性は非



常に高いと思われます。

ただし、現状で原価を提供する義務が卸の場合はありませんので、接続との違いは、総務省側が、これを例えばガイドライン、あるいは法制度を見直すなりして、制度化したときのデータ提供義務、特に原価情報の提供義務をどこまで事業者さんに課せられるのかというのが1つのポイントなってくると思います。

その上で、卸は基本的に相対でNDAを結んで、情報提供を禁止している原則の中で情報を共有するという、ここについてもわざわざ脚注を追加していただいて、7ページの6番目のアスタリスク2番、検証結果の共有についても、共有する情報の粒度、共有先の範囲もこれからですと、そこを少し今後の検討に委ねるような形の表現にしていたわけですが、どの方と共有を許すかについても、現にNGNの網終端装置の増設基準についても、JAIPAさんとNTTさんとの間で我々も間に立ってちょうちょうはっしやったわけですね。だから、どこまでがNDAの対象外なのかということについて、必ず議論か紛糾するということは覚悟しなきゃいけない。

そこを解決する手段として、重要卸役務の提供でどこまで縛れるかは非常に大きな課題だろうと思っています。

そのように、接続類似のものについては、いろんな条件を組み合わせながらやれば何とかかなりそうなものもあるんだけど、上位レイヤーに近づいていけばいくほど、プライシングはコストとの乖離が大きくなっていくという違うフェーズでの難点も一方であるという、相当いろんな軸が入り乱れているなというのがざっくりした印象です。

○新美主査 ありがとうございます。非常に的確なコメントをいただきました。今後非常に難しい問題になってくると思いますので、今のことは頭の中に入れて議論していかなくちゃいけないと思います。

ほかにコメント、ご意見ございましたら、よろしくお願いします。

○酒井構成員 よろしいですか。

○新美主査 どうぞ。

○酒井構成員 ちょっと今の関口構成員のコメントと似たような形になるんですけども、とにかく接続の場合にはもともと物理レイヤーから来ているので、これはファイバとか交換機とかメタル線とか物があったので、それに対するコストはやりやすかったのですが、だんだん、卸も一部それに近いところがありますけども、例えば将来スライシングとかになってくると、接続、帯域に相当するところはコストがあっても、ほかのところ

は、ソフトウェアで制御する場合には、一体コストは何なのかさっぱりわからなくなると思います。

そのときに、だんだん今のデータが非常に流通するという世の中もそうですけれども、今のフェーズとしては、どちらかというとそういった世の中のデジタル化について、日本としては、下手すると追いつかなきゃいけない状況に外国に比べてなっているので、もっと日本の有利さをもとに、それを追いつくぐらいの形で進めなきゃいけないと。ただ、そればかりやっていたら、そのためにはなるべく自由にやっていただくのがいいんですが、気がつくところかが独占になっている可能性ももしかするとあるかもしれないというところで、追いつく、要するに発展させるための方策と、もうちょっとそれが上になって、ほんとに変な形にならないための競争ルールを両方見ながらこれを検討しないといけないんじゃないかと思いつつ、現状検討するぐらいしか手がなかなという印象を持っております。

○新美主査　ありがとうございます。これも大変悩ましいご指摘だと思います。

ほかにご意見、ご質問はございませんでしょうか。ほぼご意見は網羅していただいたという理解でよろしいでしょうか。何かオブザーバーの方で、この点をちょっと議論してほしいという点がありましたら、どうぞご発言ください。

特にございませんでしょうか。

今日ご議論いただきましたけれども、他社設備の利用につきましては、基本的には他事業者の事業展開上不可欠性、あるいは優位性を有する設備であるにもかかわらず、厳格な接続ルールが実質的に適用できない状況になっているサービスについて、一定の規律を設けて公正競争を確保することが大事だと承知しております。他社設備の利用については、そういう観点が重要だということだと思います。

いただいたご議論の中で出てきた、どういうことをやるべきかということの中心点は、まず、接続ではなぜできないのか、なぜ代替困難なのか、その理由を突きとめて、接続でカバーできる、あるいは巻き取ることができるのであれば、それによって処理するということが出てきたかと思えます。そして、接続ではどうしてもカバーできない、代替困難であるものについては、卸役務の提供料金について、コスト水準を基礎としたといえますか、ベースとしたベンチマークをつくるといった対応があり得るんだろうということだと思います。接続では困難なものについては、接続をにらみながらコスト水準を基礎としたベンチマークをつくっていった、他社設備の利用についてのルールを考えて

いくべきだということが、ほぼ皆さんのご議論であったと思います。ただ、これは出てきましたように、何をベンチマークとするのか、具体的な数値を出すのか、どうするかというのは両論あり得るだろうと思いますが、具体的な数値を出すというところまでは決まらなかったと思います。

今述べました他社設備の利用について、接続という形でカバーできるかどうか、それから、接続ではカバーできないものについてどうするかということで、いずれも現行の制度、あるいは現行の制度に基づくガイドラインをベースにした方向でありますけれども、そうしたやり方は、現実問題としてはソフトな対応ということで、今ある制度をもとにしながら、他社設備の利用についてのルールを構築していきましょうということだったと思います。

競争環境というのは、やっぱりまさに競争のプレーヤーの中で何がフェアであるのかということ、みずから自分たちの中で決めていくのが一番望ましいと思いますが、こうした、いわばプレーヤー相互の共通認識でフェアなルールが構築できることを目指すことを第一としながらも、そうでない、なかなかそういった適正なルールが得られないということを考えますと、卸役務が今後ますます拡大していこうということ、予測しますと、ルールがないまま、いわば全くのフリーハンドでやっていくことは必ずしも好ましくありませんので、そういったソフトなプレーヤー相互の状況を踏まえつつ、法改正を含む、ある意味でハードな対応も必要になってくるのであらうと考えられます。

今、議論をいただいた中で、難しいというのは多々ありますけれども、難しいから何もしないというわけにはいきませんので、できるところからルールづくりを進めていくと。そして、できそうな分野についてルールが共通認識で得られれば、それをガイドラインで明記していくと。ルールが必要であるということは明らかですけれども、当事者間での議論を見ながら、法的なルールも考えなければいけないということを感じました。この点については、報告書の中でも明記をして、今後の方向の中に生かしていくことが必要だろうと思います。

全ての論点に必ずしもすぐに回答が得られるわけではないということは、今日ご議論いただいた中でも明らかになっていますが、取り組んでいくべき重要な領域が共通認識で得られてきていると思いますので、そこについては、プレーヤーの中でのルールづくりを促進していくことを目指していただきたいと思います。

今日は非常にたくさんの重要な指摘がありましたが、今後の方向づけにつきましては、

今言ったような方向で次のステップに移りたいと思いますが、何か今のようなまとめで  
ご質問、ご議論ございましたら、どうぞよろしく申し上げます。

この点については、具体的にどうすべきかということは、具体的な施策は出てきてお  
りませんが、ルールをつくるための仕組みをしっかりと構築していきたいということだ  
と思います。その上で、やっぱり法の改正も含めた上でルールづくりも、場合によっ  
ては考えざるを得ないのではないかと。特に今後、この他社設備の利用というのは非常に  
重要になってきますので、そういったものも視野に入れておくということでございます。

特に今の点についてご議論がありましたら、また後ほど事務局を通じてご意見を賜っ  
てもよろしいかと思えます。

今日は非常に大きな問題になって、皆様から活発なご議論をいただきましたが、私の  
今のまとめも、基本的には事務局の説明していただいた論点整理の骨子に基づいたコメ  
ントでございますので、それも含めて皆様方からのコメントがあればいただいて、事務  
局において、このワーキンググループの取りまとめの作業を進めていただきたいと思います  
ですが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

○新美主査　よろしいでしょうか。

それじゃ、事務局のほうにおいて作業を進行していただくようよろしくお願い申し上  
げます。

それでは、最後に事務局のほうから、今後の予定についてご説明をお願いいたします。

○田中事業政策課課長補佐　ありがとうございます。今し方主査からご指示いただきま  
したとおり、本日のご議論も踏まえまして、事務局で引き続き作業を進めてまいりたい  
と思えます。

次回のワーキングの日程につきましては、また後日詳細をご案内させていただきます。  
よろしくお願いいたします。

○新美主査　それでは、本日の会合は以上にて終了したいと思います。ありがとうござ  
いました。

— 了 —